

指定統計第30号

労働力調査票

昭和 年 月 分  
総理府統計局

都道府県符号	調査区符号	標本符号	組別	世帯符号
			A B C	

指導員検印  
調査員検印  
( 枚の内 枚目)

13才以下の者				個人符号	14才以上の者				
51	52	53	54		1	2	3	4	5
男	女	男	女	氏名	男	女	男	女	男
昭和	昭和	昭和	昭和	男女の別	男	女	男	女	男
年	年	年	年	出生年月日	明大昭	明大昭	明大昭	明大昭	明大昭
月	月	月	月	年	年	年	年	年	
日	日	日	日	月	月	月	月	月	
才	才	才	才	年	才	才	才	才	

購買時間	A	世帯主との続柄	(1)	主	他	主	他	主	他	主	他	(1)	
	B	配偶関係	(2)	未	有	他	未	有	他	未	有	他	(2)
14才以上者	調査週期中主として何をしていましたか		(3)	仕	学	仕	学	仕	学	仕	学	(3)	
	(3)以外の調査週期中収入を伴う仕事(家族従業者者)に対しての従業を含む)を少しでもしましたか		(4)	然	否	然	否	然	否	然	否	(4)	
(4)の者に対して	調査週期中、勤務先又はあなたの経営する事業はありましたか		(5)	勤	事	無	勤	事	無	勤	事	無	(5)
	(5)の者に対して		(6)	受	否	受	否	受	否	受	否	(6)	
	(5)の者に対して		(7)	有	無	有	無	有	無	有	無	(7)	
	(5)の者に対して		(8)	然	否	然	否	然	否	然	否	(8)	
	(8)の者に対して		(9)	探	否	探	否	探	否	探	否	(9)	
	(8)の者に対して		(9)	探	否	探	否	探	否	探	否	(9)	
(3)の、(4)の及び(5)のの者に対して	就業時間	仕事 A	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	(10)		
		仕事 B	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	(10)		
		合計	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	(10)		
	仕事 A又は(5)のの者に対して	従業先の名称	(11)									(11)	
		従業先での事業の種類	(12)									(12)	
		従業先での仕事の種類	(13)									(13)	
		従業上の地位	(14)	業家一	日主	業家一	日主	業家一	日主	業家一	日主	業家一	日主
	(14)の(業主)の者に対して……雇用者の有無	(15)	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	(15)
	(14)の(一般雇用)、(日雇)の者に対して……公私の別	符号	ハ	ニ	ホ								
	(3)の者に対して	調査週期中にした仕事以上に同じ仕事又は別の仕事をしたか		(16)	然	否	然	否	然	否	然	否	(16)
(16)の者に対して		(17)	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	(17)		
(16)の者に対して		(18)	探	否	探	否	探	否	探	否	(18)		

世帯人員(記入しないこと)

計	男	女
総数		
14才以上		
13才以下		

(19)世帯主についての	A	(20)各人についての	A
	B		B
	C		C
	D		D
	E		E

(表)

総理府統計局

労働力調査就業時間記入票  
昭和 年 月分( 日から 日まで)

指定統計  
第 30 号

都道府県符号	調査区符号	標本符号	調査区の組別	世帯符号	個人符号
			A B C		

氏名 \_\_\_\_\_

調査世帯の14才以上の方は調査週中に実際に仕事に従事した時間を裏面の「就業時間記入上の注意」に従って毎日必ず下の表に記入して下さい。

月 日	任 事	実 際 に 就 業 し た 時 間					
		(1) 本 業		(2) 副業(又は内職)		(3) その他の仕事	
月	日	時間	分	時間	分	時間	分
●	月 日	時間	分	時間	分	時間	分
●	月 日	時間	分	時間	分	時間	分
●	月 日	時間	分	時間	分	時間	分
●	月 日	時間	分	時間	分	時間	分
●	月 日	時間	分	時間	分	時間	分
●	月 日	時間	分	時間	分	時間	分
●	月 日	時間	分	時間	分	時間	分
合	計	時間	分	時間	分	時間	分

この欄が記入調子	就業時間	仕事A((1)および(2)の中で最も多くの時間就業した仕事)	時間
		仕事B(仕事A以外の仕事)	時間
		合 計	時間

調査員印

(裏)

就業時間記入上の注意

- この就業時間記入票には毎日実際に仕事に、従事された時間を記入して頂くのです。
- 就業時間の書き方—就業時間は、本業と副業又は内職とに分けて、それぞれの欄に記入して下さい。又、副業又は内職が2種以上ある場合には、その内、主な方に従事された時間を(2)欄に記入し、その他の副業又は内職に従事した時間は(3)欄にまとめて記入して下さい。就業時間が全くない場合は「0時間0分」と記入して下さい。
- 就業時間の決め方—就業時間には早出、残業等の時間を含め、食事、休憩又は通勤に要した時間は含まれません。自分の家族の経営する農業や商店の仕事を手伝った場合も就業時間を含めますが、家事に従事した時間や、通学や無報酬の奉仕作業のような活動に従事した時間は就業時間に含まれません。

就業時間の取扱い方について二・三の例を挙げますと、

- 農業の場合 農業経営のために費した一切の時間で、耕作はもちろん脱穀や調整、肥料の運搬、農機具の手入、農地への往復等に要した時間を含めます。
  - 漁業の場合 農業の場合と同様、漁業経営に費した一切の時間で船や網等の手入に費した時間も含めます。
  - 卸売業又は小売業の場合 商店では普通開店から閉店までの時間から食事、休憩などのように業務に関係がない時間を除いた時間を記入します。なお閉店しても店の経営に関係のある商品の仕入れ、帳簿の整理などに従事した時間は就業時間を含めます。
  - 自由業の場合 診療室を持つている開業医のような場合には上記卸売業又は小売業の場合に準じて記入します。定まった従業場所を持たない助産婦のような場合は直接助産に要した時間と往診に要した時間を就業時間として記入します。
  - その他の場合は大体上記の例に準じて就業時間を決めて下さい。
4. なお、就業時間の決め方や記入の仕方について疑問の点がありましたら調査員に尋ねて正しい記入をして下さい。